

合 意 書

福岡県と北九州市は、宿泊税に関し、以下のとおり合意する。

- 1 北九州市内における課税額については、納税者の負担を踏まえ、
縣市双方の合計税額を200円とする。
その課税額については、観光行政における県と市の役割分担を
踏まえ、福岡県が50円、北九州市が150円とする。
- 2 宿泊事業者の負担軽減を図るため、賦課徴収を一本化し、北九
州市が一括して行う。
- 3 宿泊税条例の施行期日は、福岡県と同様とする。
- 4 福岡県及び北九州市は、来たる9月議会への関係条例の上程
に向けて、速やかに詳細な協議を進める。

この合意内容を証するため、本書2通を作成し、縣市それぞれ署名
のうえ、各1通を保有するものとする。

令和元年8月16日

福岡県知事

北九州市長

小川 洋

北橋 健治